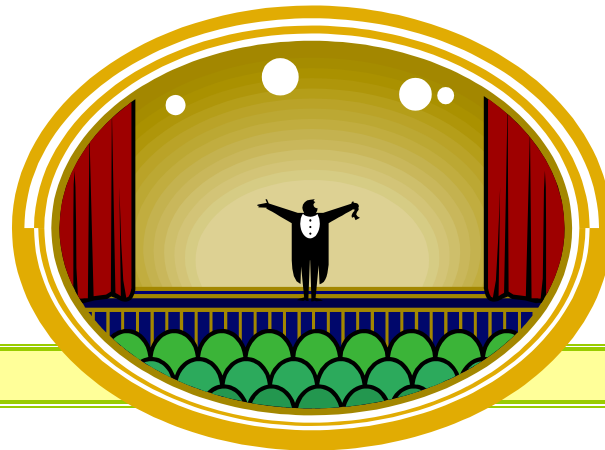


# 興行場のてびき



八王子市保健所 生活衛生課  
環境衛生担当

〒192-0083 東京都八王子市旭町13-18  
電 話 042(645)5111(代表)  
042(645)5142(直通)  
ファックス 042(644)9100

## 興行場の定義

興行場法で定めている「興行場」とは、映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸又は観せ物を、公衆に見せ、又は聞かせる施設をいいます。

施設を設けて反復、継続して公衆に見せ聞かせる場合がこれにあたります。

興行場には、映画館、観劇場、野球場などのスポーツ観戦施設、サーカス等、様々な形態があります。

## 興行場には以下のものがあります

- 常設の興行場 . . . 「臨時又は仮設構造の興行場」以外の興行施設
- 臨時の興行場 . . . 興行場以外の用途である既存建物の一部又は全部を用いて短期間に限り興行を行う施設
- 仮設構造の興行場 . . . 天幕張りや簡易なプレハブ構造の建物等で短期間に限り興行を行う施設

興行場は、常設と臨時または仮設構造の別なく、条例の構造設備基準に全て適合している必要があります。ただし、専ら野外で行う興行場や臨時又は仮設構造の興行場は、市長が条例第7条に基づき公衆衛生上支障がないと認めるときは、一部の基準を適用しないことが出来ます。詳しくは、保健所の担当者にお問合せ下さい。



# 許可申請編



## ～目次～

興行場許可までの手続き ..... 許一1

許可申請時に必要な書類 ..... 許一2

**構造設備基準**.....**許一3**

・**観覧場の床面積は？**.....**許一5**

・**換気設備の設置は？**.....**許一6**

・**便所の考え方は？**.....**許一9**

・**便所の便器数の考え方は？**.....**許一11**

**関係機関一覧**.....**許一12**

# 興行場許可までの手続き



提示してください

施設完成時、検査済証により、建築基準法に適合した建築物であることを確認します。

## 事前相談

申請場所・構造設備について、図面等を持参のうえ、事前にご相談ください。なお、関係機関（許一12頁参照）にもご相談ください。

## 申請手続き

許可申請手続きには、許一2頁の書類が必要です。

## 関係機関への相談手続き

申請書を受理した後、関係法令（建築基準法、消防法）等の手続きについて記載した文書を交付します。

## 施設の検査

施設が完成したら、保健所の職員が、設備基準に適合しているかどうか等について検査をします。

## 許可

書類審査及び施設検査により基準に適合していることが確認されると、保健所長により許可されます。許可されるまで営業することはできません。

## 保健所の通知・照会先

### 通知

申請書を受理した後、消防機関に通知します。

### 通知書

消防機関からの通知書を受理します。これにより、消防関係法令等に適合することを確認します。

# 許可申請時に必要な書類

許可申請にあたり、下記の書類が必要です。

## 【許可申請時に必要な書類等】

- 興行場営業許可申請書（施設・構造設備の概要）
- 見取図（半径 300 メートル以内の道路、河川、住宅等が記載されたもの）
- 建物配置図、各階平面図、観覧いすの配置図、喫煙所の設置場所を示す図面
- 電気設備の配置及び配線を明らかにした図面
- 換気設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 給排水設備の配置及び系統を明らかにした図面
- 登記事項証明書（法人の場合）

※6 か月以内に発行されたもの（原本確認）

- 申請手数料

常設 20,700 円

臨時・仮設 13,500 円

## 【検査時に必要な書類等】

- 建築基準法に基づく検査済証の写し（本証照合）  
※ 施設完成後、検査時に確認



# 構造設備の概要

全館禁煙を行う施設については、入場者の見やすい個所にその表示をおこない、入場者への周知を図らなければなりません。その場合、喫煙所は不要です。

(例)

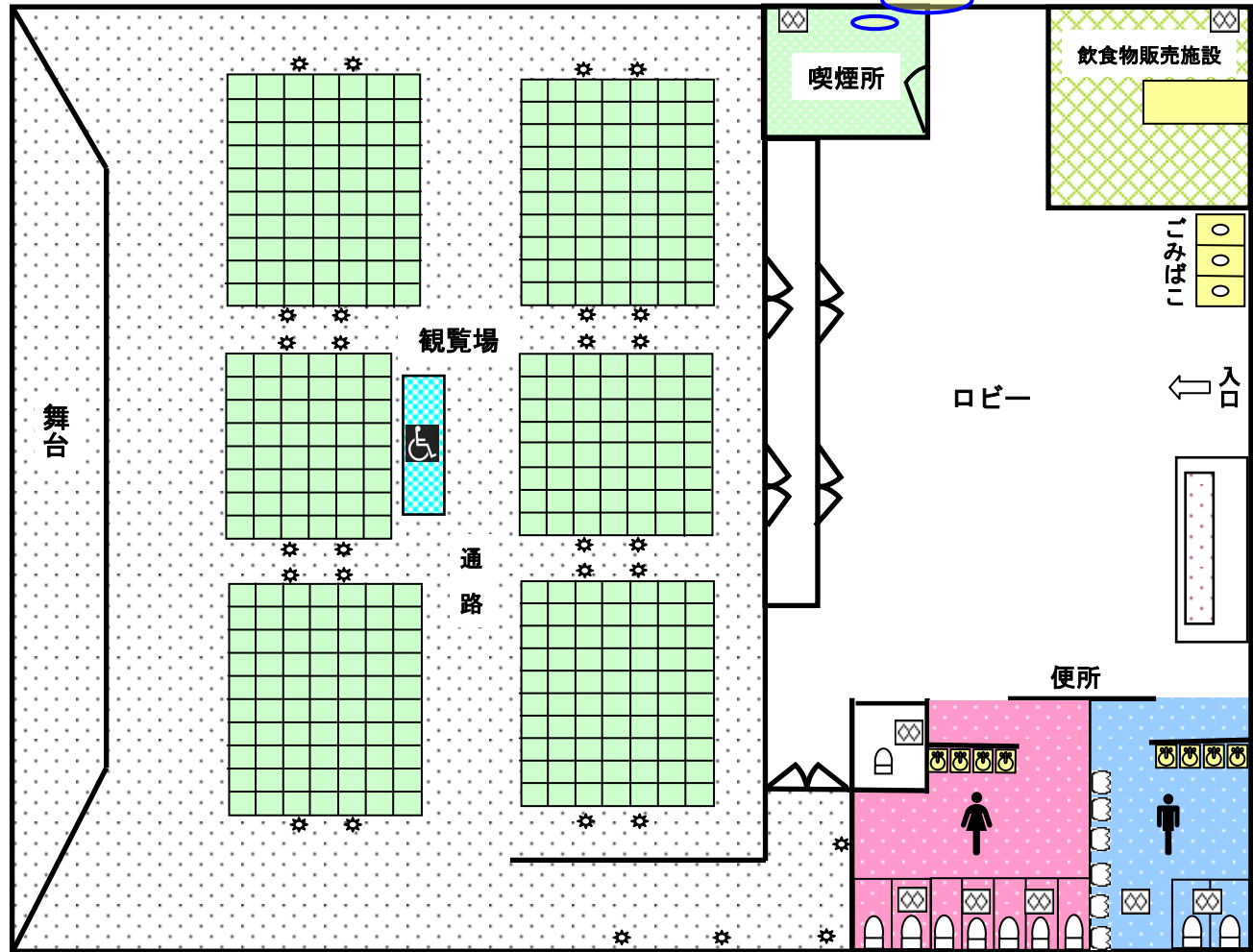
**1 設置場所**  
→p 許-4

**2 観覧場**  
→p 許-5

**3 換気設備**  
→p 許-6. 7. 8

**4 照明設備**  
→p 許-4

**5 防湿構造**  
→p 許-4



**6 便所**  
→p 許-9~11

**7 喫煙所**  
→p 許-4

**8 飲食物の販売施設**  
→p 許-4

**9 その他**  
→p 許-4

\* : 足元灯

## 1 設置場所

- 排水不良の場所、ごみその他これに類する物で埋め立てられた土地等入場者の衛生に支障を来す場所又は土地に、設置しないこと。ただし、盛土、地盤の改良等衛生上必要な措置を講じた場合は、この限りでない。【条5条(1)】

## 2 観覧場 ⇒P 許-5 へ

## 3 換気設備 ⇒P 許-6 へ

## 4 照明設備

- 観覧場には 200 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。ただし、専ら観劇、観覧等の用に供する観覧場で、衛生上支障がないと認められるものについては、この限りではない。【条5条(3)ア】  
〔映画、演劇等の施設は 20 ルクス以上の照度を確保。(運用)〕
- 観覧場以外の入場者の使用する場所には、20 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。【条5条(3)イ】
- 観覧場、廊下、階段及び出入口には上記2項目の照明設備のほか、電源を異にする補助照明設備を設けること。【条5条(3)ウ】
- 観覧場には映写中又は演技中、常に 0.2 ルクス以上の照度を有する照明設備を設けること。【条5条(3)エ】  
〔映写中又は演技中の観覧場の照度 0.2 ルクス以上は、床面における照度とし、他は床面から 0.8mの高さにおける照度とする。(運用)〕

## 5 防湿構造

- 入場者が使用する場所の床面の高さが、直下の地面から 45 cm未満である場合は、その床面をコンクリートその他の不浸透性材料で覆うなどの防湿上有効な措置を講じること。【条5条(4)ア】
- 興行場内外の雨水、湧水及び雑排水等を衛生的に排出できる構造設備を設けること。【条5条(4)イ】

## 6 便所 ⇒P 許-9 へ

## 7 喫煙所

- 興行場の喫煙所については、次のとおりとすること。【条5条(6)ア~エ】
  - 観覧場と区画された場所とし、喫煙所である旨を表示すること。
  - 喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造とすること。  
〔喫煙所以外の場所に煙が侵入しない構造とは、障壁等で喫煙所とそれ以外の場所を区画するほか、喫煙対策のための機器（たばこの煙が拡散する前に吸引して屋外に排出する方式又はたばこの煙を除去して屋内に排気する方式（空気清浄装置））等により喫煙所以外の場所への煙の侵入を防止する等の措置をいう。(運用)〕
  - 専用の換気設備を設けること。  
〔専用の換気設備とは、観覧場等とは別系統の換気設備をいう。(運用)〕
  - 興行場内での喫煙を禁止する場合は、その旨を入場者の見やすい箇所に表示すること。

## 8 飲食物の販売施設

- 飲食物の陳列及び販売の施設は、便所の付近に設置しないこと。ただし、衛生上必要な措置が講じてであると認められる場合は、この限りでない。【条5条(7)】  
〔衛生上必要な措置には、便所に十分な防臭及び防音装置を設けたり、前室等が設置してある場合がある。(運用)〕

## 9 その他

- ごみ箱を入場者の利用しやすい場所に相当数置くこと。【規11条(5)】



# 観覧場の床面積は？

機械換気設備の能力や便所の数は、観覧場の床面積に基づいて算定されます。

## 観覧場とは・・・？

興行場の構成要因の一つで映画、演劇等を入場者に見せ、又は聞かせるために設けた場所を観覧場といいます。

### 【注意】

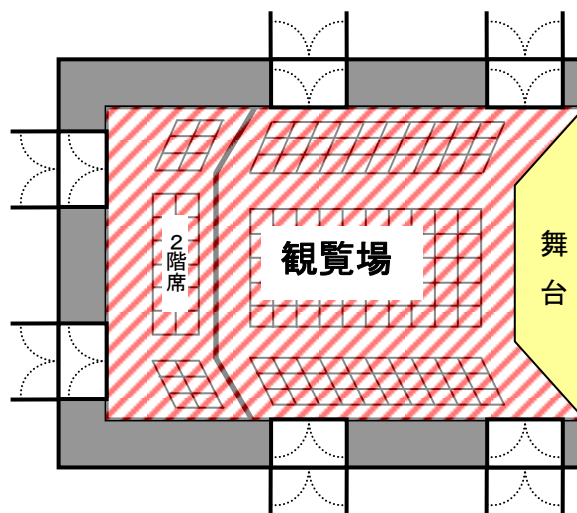
- ・ 客席、客席内通路は観覧場です。
- ・ ロビー、食堂、売店、便所等は観覧場ではありません。舞台やスクリーンなどの興行を行う場所については観覧場ではありません。

## 床面積とは・・・？

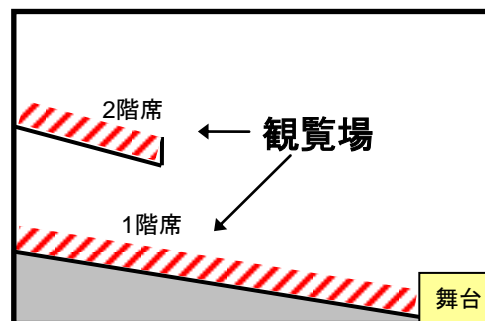
観覧場のすべての床面積を指します。

### 【注意】

- ・ 興行場の内部に観覧席が複数階ある場合は、すべての階の面積の合計が床面積になります（断面図参照）。



平面図



断面図

※斜線部分：観覧場床面積

## 興行場ひとくちメモ 前室について

興行場入口の前室部分は観覧場の床面積に算定されません。（平面図参照）



## 興行場ひとくちメモ 複合映画館の場合

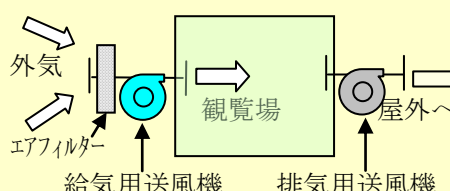
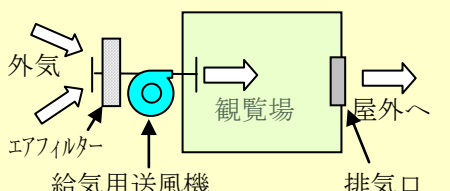
最近多く作られている、シネマコンプレックス（複合映画館）は、「1スクリーン、1興行場」と取り扱うので、1スクリーンごとに観覧場の床面積を算定します。

# 換気設備の設置は？(その1 換気設備の種類について)

観覧場には、観覧場の床面積及び設置場所により、以下の換気方式による換気設備を設置することが規定されています。

## 八王子市興行場法施行条例 第5条第2号

興行場のうち、興行を見せ、又は聞かせるため入場者が利用する場所（以下「観覧場」という。）には、市規則で定めるところにより、機械換気設備を設けること。

機械換気設備 の種類 観覧場の 設置条件	第一種換気設備 〔給気用送風機 及び 排気用送風機を有するもの〕	第二種換気設備 〔給気用送風機 及び 適当な 自然排気口を有するもの〕	第三種換気設備 〔排気用送風機 及び 適当な 自然給気口を有するもの〕
			
観覧場が地下にある興行場	○	不可	不可
観覧場が1階以上にある興行場			
観覧場の床面積の合計(a)			
$400\text{m}^2 < a$	○	不可	不可
$150\text{m}^2 < a \leq 400\text{m}^2$	○ (最も好ましい設備)	○	不可
$a \leq 150\text{m}^2$	○ (最も好ましい設備)	○	○ (止むを得ない場合)

# 換気設備の設置は？(その2 機械換気設備の能力について)

観覧場に設置する機械換気設備には、必要とされる換気能力及び外気取入口について、以下の規定があります。

## 八王子市興行場法施行細則 第7条

条例第5条第2号の規定により設ける機械換気設備は、次の要件を満たさなければならない。

- (1) 観覧場の床面積1平方メートルごとに毎時75立方メートル以上(75 m<sup>3</sup>/h・m<sup>2</sup>)の新鮮な外気を供給することができる能力を有すること。(温湿度調整装置を有する場合は、この能力を毎時25立方メートル以上とする)
- (2) 機械換気設備の外気取入口は、自動車等から排出された有害な物質等により汚染された空気を取り入れることのないように適当な位置に設けること。

→建築物衛生法対象の特定建築物の場合は、25 m<sup>3</sup>/h・人以上の新鮮な外気の供給をすることができる能力を有することと指導しています。

## 八王子市興行場法施行条例の運用について 別紙1

市規則第7条第1号カッコ内の規程により機械換気設備の外気導入能力を軽減するときは、次の関係式から求められた外気導入量を確保できる能力以上のものとする。

ただし、この関係式により外気導入量を軽減する場合であっても、25m<sup>3</sup>/h・m<sup>2</sup>以上の能力を確保しなければならない。

外気導入量  $G=Q \div N$  …①式

G: 外気導入量 (m<sup>3</sup>/h・m<sup>2</sup>)  
 Q: 1人当たりの必要外気導入量 (m<sup>3</sup>/h・人)  
 N: 1人当たりの占有面積 (m<sup>2</sup>/人)

$Q=100M \div (K-K_0)$  …②式

M: 人の呼吸によるCO<sub>2</sub>発生量 (m<sup>3</sup>/h・人) ※ 数値は下表参照  
 K: CO<sub>2</sub>の基準値 (0.15) の濃度 (%)  
 K<sub>0</sub>: 外気のCO<sub>2</sub> (0.04) の濃度 (%)

作業程度によるCO <sub>2</sub> 発生量 (空気調和・衛生工学便覧より)		
作業程度	M(m <sup>3</sup> /h・人)	備考
安静時	0.013	静かに座っている場合等 <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">通常の映画館等</span>
極軽作業	0.022	主として飲食が伴う場合等
軽作業	0.030	主として歩行等の運動が伴う場合等

具体的な計算方法は、  
次頁をご参照ください。

## 機械換気設備に必要とされる換気能力の計算例

温湿度調整  
装置なし

必要とされる換気能力は、観覧場の床面積  $1\text{ m}^2$  ごとに、毎時  $75$  立方メートル ( $75\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ ) 以上です。換気能力を軽減させることはできません。

温湿度調整  
装置あり

前頁に記載した「興行場の構造設備及び衛生措置の基準等に関する条例施行規則の制定等について別紙1」の関係式に基づき、換気能力を軽減させることができますが、 $25\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ を下回ることはできません。

### 【1人当たりの占有面積 (N) が $0.3\text{ m}^2$ の映画館の場合】

まず、前頁②式より、1人当たりの必要外気導入量Qを求めます。

- ・通常の映画館の場合は安静時に当たるので  $M=0.013$  とします。
- ・二酸化炭素濃度の基準値 (K) を  $0.15(\%)$ 、外気の  $\text{CO}_2$  濃度 ( $K_0$ ) を  $0.04(\%)$  とします。

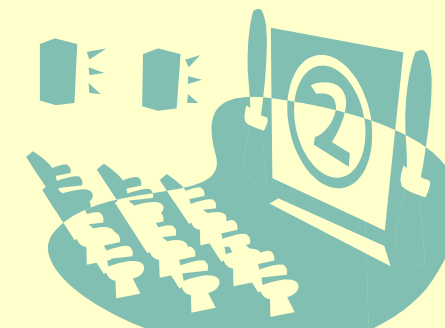
$$Q = 100M \div (K - K_0) = 100 \times 0.013 \div (0.15 - 0.04) = 12\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$$

次に、前頁①式より、必要外気導入量Gを求めます。

- ・1人当たりの必要外気導入量Qは上式で算出した  $12\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$  となります。
- ・1人当たりの占有面積Nは  $0.3\text{ m}^2$  です。

$$G = Q \div N = 12 \div 0.3 = 40\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2 \text{ 以上の換気能力が必要となります。}$$

通常の映画館における換気能力の計算値 【参考】	
1人当たりの占有面積	必要とされる換気能力
$0.3\text{ m}^2/\text{人}$	$40\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上
$0.4\text{ m}^2/\text{人}$	$30\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上
$0.5\text{ m}^2/\text{人}$	$25\text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{m}^2$ 以上
$1.0\text{ m}^2/\text{人}$	
$2.0\text{ m}^2/\text{人}$	



# 便所の考え方は？

興行場法の便所の設置に関する規定は、以下のとおりです。

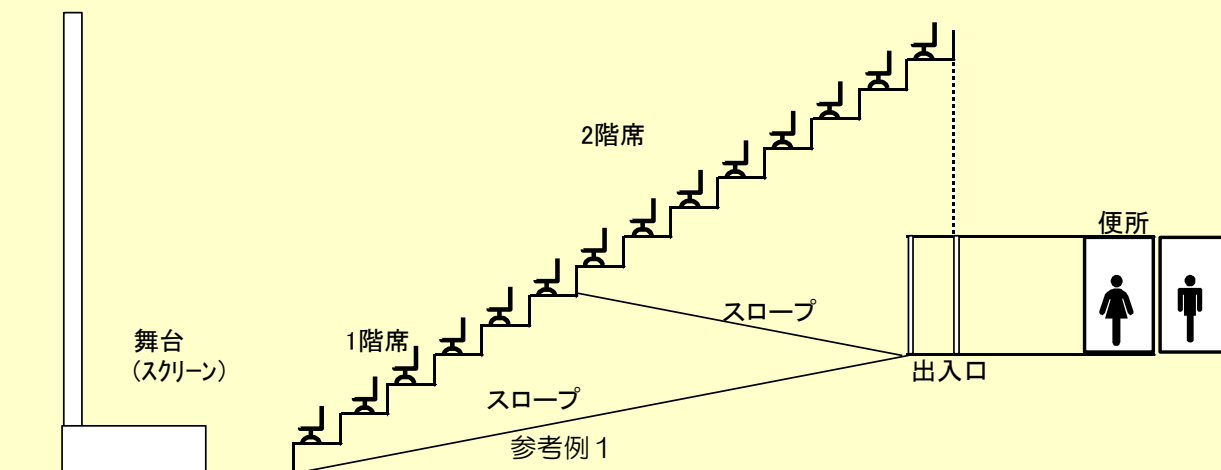
## 八王子市興行場法施行条例 第5条第5号

ア 各階ごとに、男子用と女子用とに区画して設け、その旨を表示すること。（市規則で定める場合を除く）

【考え方】

カッコ内の市規則で定める場合は、階の直上階又は直下階に便所を設け、かつ市長が公衆衛生上支障がないと認める場合とする。この支障がないと認める場合は次の場合である。

- (1) 観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設や同一階に客の利用できる場所が観覧場以外にない構造の施設等であって、施設の構造上、各階ごとに便所を設ける必要性に欠ける場合及び各階ごとの規定を適用させることが困難な場合
- (2) 観覧場が複数階に渡っていて、階層に見分けがつかない施設において、出入口が1つの階にしかない場合等であって、出入口のある階に必要な数の便器を備えた便所を設けたほうが、入場者にとって利便性がある場合



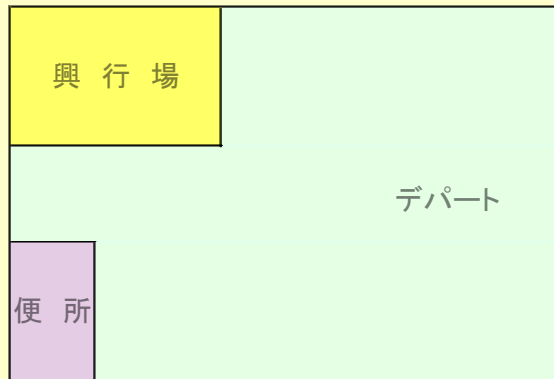
**八王子市興行場法施行条例 第5条第5号**

- イ くみ取便所ではないこと。
- ウ 便器は、陶磁器等で造られた堅固で衛生的なものであること。
- エ 外気に接する開口部を有する便所である場合を除き、専用の換気設備を設けること。〔外気に接する開口部とは開閉可能な窓を含む〕
- オ 前各号に掲げるもののほか、市規則で定める基準に適合していること。

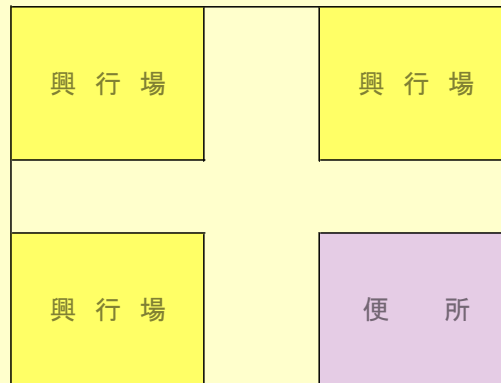
【八王子市興行場法施行細則第9条】

条例第5条第5号オの市規則で定める便所に係る基準は、次のとおりとする。

- ・ 便所の設置場所は、興行場内とすること。ただし、興行場が他の用途の建築物内に設置され、又は複数の興行場が同一階に設置されている場合であって、当該興行場に近接する便所を共用できるときはこの限りではない。
- ・ 水洗便所以外の便所においては、外気に接する開口部を有する前室を備えること。
- ・ 便器周りの幅員は、別表2（右表）に掲げる基準以上であること。
- ・ 流水式の手洗い装置を設けること。



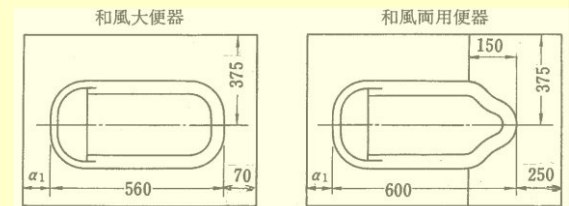
参考例 2



参考例 3

別表 2

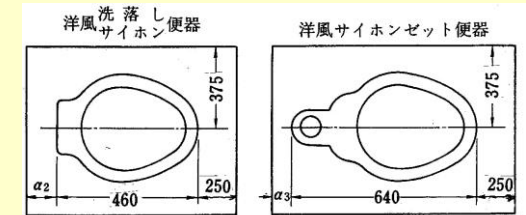
和風及び洋風便器等の便器回りの幅員基準



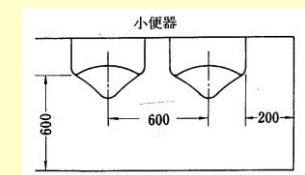
a1 の 寸法

種 別	寸法 (ミリメートル)
側 壁 洗 浄 弁	150
側 床 洗 浄 弁	
前 床 洗 浄 弁	
前 床 洗 浄 弁 隅付きロータンク	175
ハ イ タ ン ク サイホンゼット大便器	200

和風大便器回りの寸法 (単位 mm)



洋風大便器回りの寸法 (単位 mm)



小便器回りの寸法 (単位 mm)

# 便所の便器数の考え方は？

便所の数に関しては、以下の八王子市興行場法施行細則第9条第2・3・4項に規定されています。

## \* 第2項より

便器の数は、下表に掲げる基準以上に設置すること。ただし、前号ただし書（前ページ）に規定する複数の興行場が便所を共用する場合においては、同表中「観覧場床面積の合計」とあるのは「当該複数の興行場の観覧場床面積の合計」とする。

表 便器の設置基準

観覧場床面積の合計	便器の数
300㎡以下の部分	15㎡ごとに1
300㎡を超え600㎡以下の部分	20㎡ごとに1
600㎡を超え900㎡以下の部分	30㎡ごとに1
900㎡を超える部分	60㎡ごとに1

## \* 第3・4項より

男子用と女子用の便器の数は、ほぼ同数とし、男子用小便器5以内ごとに男子用大便器1を設けること。ただし、興行場の種類、規模又は用途を勘案して、男子用便器数と女子用便器数との比率を変えることができる。

## 【観覧場床面積が250㎡の場合(例)】

便器数は男女ほぼ同数として算出

(小数点以下切り上げ)

$$250 \div 15 = 16.7 \text{ 個} \rightarrow 17 \text{ 個}$$

内訳(女子 大9個、男子 大2個 小6個)

## 【観覧場床面積が1000㎡の場合(例)】

$$300 \div 15 = 20 \text{ 個} \textcircled{1}$$

$$(600 - 300) \div 20 = 15 \text{ 個} \textcircled{2}$$

$$(900 - 600) \div 30 = 10 \text{ 個} \textcircled{3}$$

$$(1000 - 900) \div 60 = 1.7 \rightarrow 2 \text{ 個} \textcircled{4}$$

$$\textcircled{1} + \textcircled{2} + \textcircled{3} + \textcircled{4} = 47 \text{ 個}$$

内訳(女子 大24個、男子 大4個 小19個)



公演によっては休憩時間が短くなることもあるので、利用者が集中しても待ち時間が長くないように設計しましょう。

# 関係機関一覧

## 建物の建築(建築確認等)について

建築基準法・東京都建築安全条例・バリアフリー法 等

○八王子市まちなみ整備部 建築審査課 審査担当

☎042-620-7266

○民間の建築確認検査機関

○東京都都市整備局市街地建築部 建築指導課（都庁第二本庁舎3階）

☎03-5388-3372

## 用途地域について

都市計画法

○八王子市都市計画部 都市計画課

☎042-620-7302

## 消防(消防設備の設置、維持ならびに検査、少量危険物等の貯蔵及び取扱い等)について

消防法、火災予防条例

○所管の消防署

## 特定建築物に該当する場合、貯水槽を設ける場合について

建築物衛生法、水道法

○八王子市保健所生活衛生課 環境衛生担当

☎042-645-5142

## 飲食物の提供について

食品衛生法

○八王子市保健所生活衛生課 食品衛生担当

☎042-645-5115



**井戸、地下水の揚水・利用について****環境確保条例等**

	担当機関	連絡先
井戸の設置・揚水量報告等	○八王子市環境部 環境保全課 環境改善担当	☎042-620-7255
地下水の揚水・利用について	○東京都環境局 自然環境部 水環境課（都庁第二本庁舎9階）	☎03-5388-3496

**排水・下水・浄化槽などについて****下水道法・水質汚濁防止法・浄化槽法**

	担当機関	連絡先
排水を公共下水道に放流する場合	○八王子市 水循環部 下水道課 施設担当	☎042-620-7295
排水を公共下水道以外に放流する場合 （水質汚濁防止法にかかわる相談・届出等）	○八王子市 水循環部 水再生課 水質保全担当	☎042-642-1500
浄化槽を設置する場合	○八王子市 水循環部 水再生課	☎042-656-2282

**その他****風営法等**

風俗営業に関連する場合                   ： 所管の警察署

**業界団体**

東京都興行生活衛生同業組合           ： 東京都港区新橋6丁目8番2号 全国生衛会館6階

☎ 03-5408-5446